



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ウエスコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 山 地 弘
(コード番号：6091 東京市場第2部)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 大 倉 一 夫
TEL 086-254-6111 (代表)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しております。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、ウエスコグループ行動憲章およびコンプライアンス体制にかかる規定を整備し運用する。
- ・当社およびグループ会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および使用人（以下「役員」と言う。）は、法令、定款およびウエスコグループ行動憲章等を遵守する。
- ・当社は、コンプライアンス体制の徹底を図るためコンプライアンス室を設置し、グループ会社はコンプライアンス委員会の設置またはコンプライアンス・リーダーを任命する。これらの体制により、コンプライアンスの取組みを横断的に統括する。
- ・監査室は、コンプライアンス室と連携の上、グループ各社のコンプライアンスおよび内部統制の状況を監査する。監査室は、監査結果を当社取締役等およびグループ各社代表取締役により構成される経営企画会議に報告する。
- ・当社は、当社グループにおいて、組織または個人による違法・不正・反社会的行為が行われた際、役員が社内窓口または社外の弁護士に直接通報できる内部通報制度を整備し運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、文書管理に関する規定を整備し、重要な会議の議事録等取締役の職務執行にかかる情報は、同規定の定めるところにより、適切に文書または電磁的媒体により保存・管理を行う。
- ・取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループの企業活動にかかるコンプライアンス、品質確保、情報セキュリティおよび災害等にかかるリスクについて規程の整備を行うとともに、それぞれの統括部署を定め組織横断的リスク状況の監視や対応を行う。
- ・監査役及び監査室は、当社グループのリスク状況を把握し、新たなリスクを発見した場合、コン

プライアンス室に報告する。コンプライアンス室は、定期的にリスク管理体制を見直し、その問題点の把握と改善に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ グループ各社は、「取締役会規則」および「職務権限規則」を定め、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲等を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備し運用する。

5. 当社およびグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・ 当社は、グループ会社の事業運営にかかる重要事項について、「グループ会社管理規則」に則り、経営企画会議に報告させる体制を整備し運用する。

・ 当社代表取締役は、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する権限と責任を有し、これらを横断的に推進し、管理する。また、内部統制管理責任者は、必要に応じて内部統制システムの改善を行う。

・ 監査室は、グループ各社の内部監査を実施し、その結果を監査役へ報告する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

・ 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかる内部統制の評価の基準に則り、関連規程および適切に報告する体制を整備し、これらを定期的・継続的に評価し運用する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・ 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置き、その人事については、監査役の意見を尊重する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・ 監査役の職務の補助を行う使用人は、監査の補助業務を行う場合、他の役職員からの指揮命令を受けない。

・ 当社は、使用人がその職務の遂行を理由として不利益な扱いを受けることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底を行う。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・ 監査役は、取締役会、経営企画会議、その他重要な意思決定会議に出席し、役職員から、重要事項の報告を受ける。また、グループ各社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

10. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

・ 監査役は、職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めがない事項においても当社グループの役職員および会計監査人に対して報告を求めることができる。

・ 監査役が職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等外部専門家を自らの判断で起用することができる。

・ 監査役が職務の執行にかかる費用等の処理について、その費用等が当該監査役の職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行う。

以上